

本号（令和5年3月20日）で公布された条例のあらまし

◇香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例（令和5年香川県条例第1号）

- 1 県民負担の適正化及び公平化を図るため、当該収入を充てて執行する事務に要する経費の状況及び他県における同種又は類似の料金との均衡を保つ観点から、現行の手数料について見直しを行い、改定することとした。
- 2 令和5年4月1日から施行することとした。

◇香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（令和5年香川県条例第2号）

- 1 道路交通法（昭和35年法律第105号）の改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の改正により、特定自動運行に係る手数料の標準額が定められたことを踏まえ、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和5年4月1日から施行することとした。

◇香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例（令和5年香川県条例第3号）

- 1 離島振興法（昭和28年法律第72号）の改正に伴い、条例の失効期限を10年延長することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県企業誘致条例の一部を改正する条例（令和5年香川県条例第4号）

- 1 県内への企業誘致を推進するため、民間事業者が行う産業用地の整備費用に対する助成措置に係る規定、条例の失効期限及び物流拠点施設の助成要件について、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和5年4月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は、公布の日から施行することとした。

◇香川県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例（令和5年香川県条例第5号）

- 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項及び第3項の規定による条例で定める子どもの安全の確保等に係る要件等について、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和5年4月1日から施行することとした。

◇公衆浴場に対する措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例（令和5年香川県条例第6号）

- 1 公衆浴場業を営む者が講じなければならない措置の基準のうち、男女の混浴を制限する年齢を10歳から7歳に改めることとした。
- 2 令和5年4月1日から施行することとした。

◇香川県希少野生生物の保護に関する条例の一部を改正する条例（令和5年香川県条例第7号）

- 1 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）の改正による特定第二種国内希少野生動植物種制度の創設に伴い、知事が指定できる指定希少野生生物について、所要の改正を行うこととした。

2 公布の日から施行することとした。

◇香川県立保健医療大学条例の一部を改正する条例（令和5年香川県条例第8号）

- 1 令和5年3月末香川県立保健医療大学助産学専攻科廃止に伴い、設置及び修業年限等に係る規定について所要の改正を行うこととした。
- 2 令和5年4月1日から施行することとした。

◇香川県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例（令和5年香川県条例第9号）

- 1 国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号）の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県旅館業施設の措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例（令和5年香川県条例第10号）

- 1 博物館法（昭和26年法律第285号）の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和5年4月1日から施行することとした。

◇香川県認定こども園の認定の要件に関する条例及び香川県子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例（令和5年香川県条例第11号）

- 1 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の制定による関係法令の改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 令和5年4月1日から施行することとした。

◇風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例（令和5年香川県条例第12号）

- 1 放送法（昭和25年法律第132号）の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和5年香川県条例第13号）

- 1 職員が行う下水道の管渠内きよにおける検査等の業務について、作業の特殊性及び困難性を考慮し、当該業務に従事した職員に特殊勤務手当を支給するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和5年4月1日から施行することとした。

◇香川県立学校職員及び香川県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例（令和5年香川県条例第14号）

- 1 小学校の児童数並びに中学校及び高等学校の生徒数の変化等を踏まえ、県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員の定数を改めることとした。
- 2 令和5年4月1日から施行することとした。